

令和7年10月15日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 8 件
（うちノートパソコン1件、
バッテリー（リチウムポリマー、ドローン用）1件、
電気冷蔵庫（ワイン用）1件、椅子（ソファ用、電動）1件、
照明器具1件、折りたたみ椅子（レジャー用）1件、
電動工具（のこぎり）1件、冷却シート1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：荒木、別所、上田

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500706	令和7年9月20日	令和7年10月9日	ノートパソコン	火災	当該製品のバッテリーを保管中、バッテリーを焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A202500707	令和7年9月 ※不明	令和7年10月9日	バッテリー（リチウムポリマー、ドローン用）	火災	作業場で専用容器に収納して搬送された当該製品を確認したところ、当該製品を焼損し、周辺を熔融する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202500708	令和7年9月9日	令和7年10月9日	電気冷蔵庫（ワイン用）	重傷1名	使用者（70歳代）が当該製品の扉を開けたところ、刺激臭を感じて体調を崩し、病院で受診したところ、呼吸器機能の障害が確認された。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年10月2日
A202500709	令和7年9月8日	令和7年10月9日	椅子（ソファ、電動）	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和7年10月2日に消費者安全法の重大事故等（電動リクライニングソファ）として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月30日
A202500710	令和7年10月2日	令和7年10月9日	照明器具	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500711	令和7年6月2日	令和7年10月9日	折りたたみ椅子（レジャー用）	重傷1名	当該製品を使用中、座面の生地が破断し、パイプフレームに左手小指を挟み、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年10月7日
A202500712	令和7年9月29日	令和7年10月9日	電動工具（のこぎり）	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	熊本県	令和7年10月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202500713	令和7年7月14日	令和7年10月10日	冷却シート	重傷1名	当該製品を使用したところ、足に皮膚炎を発症した。当該製品との因果関係を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年10月3日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし